

1. 基本的な考え方

優先交渉権者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容及び見積価格の評価を100点満点とする採点方式を採用し、平均項目評価点の総得点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とする。

2. 評価項目の観点と項目評価点

各項目における点数配分は以下のとおりである。

項目		観 点	項目評価点
1	事業の目的との合致	生活保護受給世帯及び児童養護施設入所者の学習習慣・生活習慣の現状や課題等を理解し、本事業の目的が充分理解されているか。	20
2	計画の具体性と効果	生活保護受給世帯及び児童養護施設入所者への事業周知や、学習支援の実施方法は、具体的かつ効果的な内容か。対象小学5、6年生及び中学生、高校生等への安全の配慮は十分か。	25
3	事業の執行体制	想定する教育支援員は、経験豊富で生活保護受給世帯及び児童養護施設入所者に対する理解は十分か。 スタッフの配置、緊急時の対応は十分か。関係機関との連携は図られているか。	25
4	経験と能力	生活保護受給世帯及び児童養護施設入所者への支援の取組実績は十分か。 学習支援事業の取組実績は十分か。	20
5	経済性	最も見積価格の低い参加者 10点 最も見積価格の低い参加者との差が5%以内 8点 最も見積価格の低い参加者との差が10%以内 6点 最も見積価格の低い参加者との差が15%以内 4点 最も提案価格の低い参加者との差が15%を超える 2点	10

3. 審査方法

① 上記の評価項目1～4の採点については、下記の評価で採点を行う。

評価点の基本的な考え方	項目ごとの評価点(Aが最高点)	
A 極めて優れた提案	25	20
B 仕様書に+ α の提案がされた提案	20	16
C 仕様書と同程度の提案(基準点)	15	12
D 考慮不足又は記載不足と判断される提案	10	8
E 記載なし又は不適切と判断される提案	5	4

② 上記方法により選考した結果、平均項目評価点の総得点が一番高い者を優先交渉権者として決定する。

③ 平均項目評価点の総得点が同点となった場合は、見積価格が最も安価な者を優先交渉権者として決定する。

なお、見積価格も同額の場合については、平均項目評価点数が【2】→【3】→【1】→【4】の順で高い者を優先交渉権者として決定する。

④ 優先交渉権者が決定後に辞退した場合は、次点の者が繰り上がるものとする。

⑤ 平均項目評価点の総得点が60点以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たさない企画提案者は失格とする。なお、企画提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定見送りとする。